



## ケアマネジャーのお仕事サポート

テーマ

### 「適切なケアマネジメント手法」実践するために 一部改正された課題分析標準項目(23項目)との関連を考える。⑬

アセスメントから課題分析する課題分析標準項目(23項目)は、必須ですよね。  
2025年3月号から標題にある、一部改正された課題分析標準項目(令和5年10月16日に通知された介護保険最新情報Vol.1178とVol.1179)と、適切なケアマネジメント手法基本ケア項目との関連を、一緒に考えていきましょう。今回は13回目です。

課題分析(アセスメント)に関する項目は、**No.10**から**23**です。  
今回は**No.22標準項目名「居住環境」**と、適切なケアマネジメント手法基本ケア項目との関連を、一緒に考えます。



#### No.22 標準項目名

「居住環境」



No.22の「適ケア」基本ケア関連項目は  
**4、5、6、8、10、12、20、21、23、  
27、29、30、31、32、33、34、35、  
37、38、39**です。

#### 項目の主な内容(例)

日常生活を行う環境(浴室、トイレ、食事をとる場所、生活動線等)、居住環境においてリスクになりうる状況(危険個所の有無、整理や清掃の状況、室温の保持、こうした環境を維持するための機器等)、自宅周辺の環境やその利便性等について記載する項目

#### 想定される支援内容

上記番号を確認してください。



## 関連項目の捉え方

例として「基本ケア項目4 転倒・骨折のリスクや経緯の確認」の「相談すべき専門職」を参照し、医師、看護師、PT、OT、ST、介護職と協働して関連する項目のアセスメント・モニタリングを実践していただければと思います。



## 支援の概要、必要性

- 転倒やそれに伴う骨折の予防のためには、自らの身体機能（反射、平衡感覚、視覚等）の状態を理解し、それにあった生活動作を身につけるよう支援する必要がある。
- 自らの身体機能の状態を理解するための支援、そのための体制を整える。具体的には、本人の身体状況を定期的に測定する機会をつくったり、身体機能が低下している場合はそれを前提とした日常的な動作を行えるような機能訓練等の体制を整える。



## 関連項目「相談すべき専門職」との協働

日常生活を行う環境（浴室、トイレ、食事をとる場所、生活動線等）、居住環境において、リスクになりうる状況（危険個所の有無、整理や清掃の状況、室温の保持、こうした環境を維持するための機器等）は、課題分析標準項目10番から21番までの項目と相互に関連しています。多岐にわたっている項目ですからそれぞれの関連項目を「相談すべき専門職」と一緒に確認する必要があります。

理学療法士、作業療法士と同行して寝室からトイレへの移動、日中いる場所からトイレへの移動、日中いる場所から台所への移動など、家の中での生活動線のリスクの評価と、福祉用具・住宅改修の必要性の確認と種目選択を行いましょう。さらには自宅周辺の動線リスクもアセスメントしてもらいましょう。ほかにも必要十分な水分量の摂取や、睡眠に影響しますので室温を保持するための冷暖房機器を管理する体制も、非常に大事です。



(参考)  
適切なケアマネジメント手法 基本ケア

今回は、「その他留意すべき事項・状況」について、一緒に考えましょう。



執筆者

**木村隆次** きむらりゅうじ

薬剤師

介護支援専門員指導者一期生

一般社団法人 日本介護支援専門員協会名誉会長

医療・介護連携協働をライフワークに活動中。大学卒業後、製薬会社のMRとして勤務した後、青森市内で薬局を開局。薬剤師として居宅訪問をしていた際、福祉用具と住宅改修に興味をもち没頭。介護支援専門員指導者の一期生。2000年4月から13年間日本薬剤師会常務理事、2010年から2022年まで青森県薬剤師会会長を務めた。2005年11月から日本介護支援専門員協会会長（初代）として厚生労働大臣の諮問機関で介護報酬や介護保険制度を議論する分科会・部会の委員を歴任。現在は、日本介護支援専門員協会名誉会長として自立支援型ケアマネジメントの普及のため後進へ情報発信し育成に努めている。

